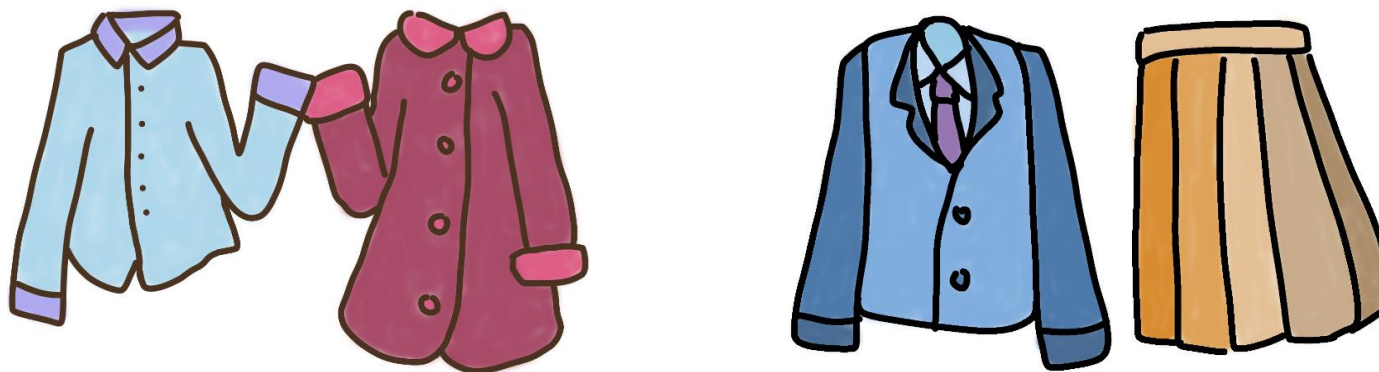


クリーニング所(取次所) の て び き



東京都西多摩保健所

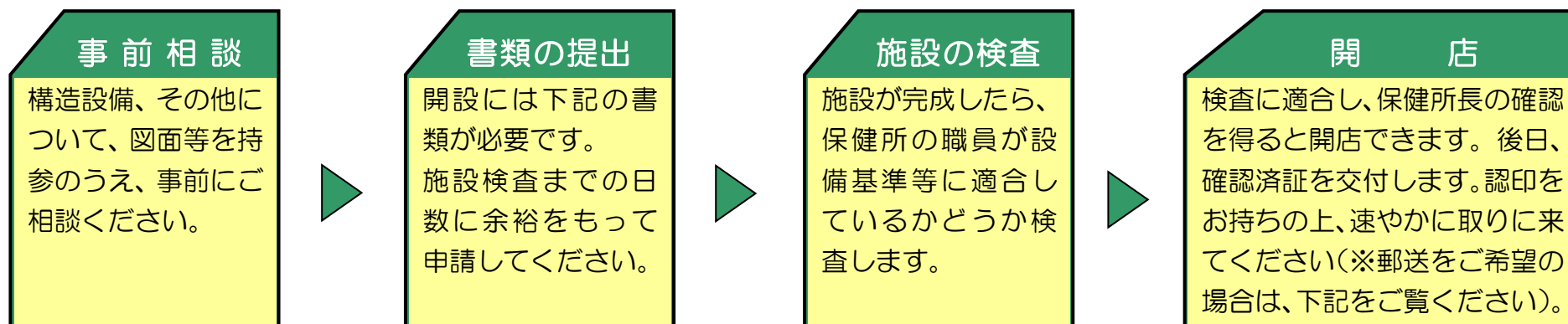
生活環境安全課 環境衛生第一・第二担当

〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目167番地の15

電話 0428(22)6141

ファックス 0428(23)3987

クリーニング所(取次)開設までの手続き



開設時に必要な書類

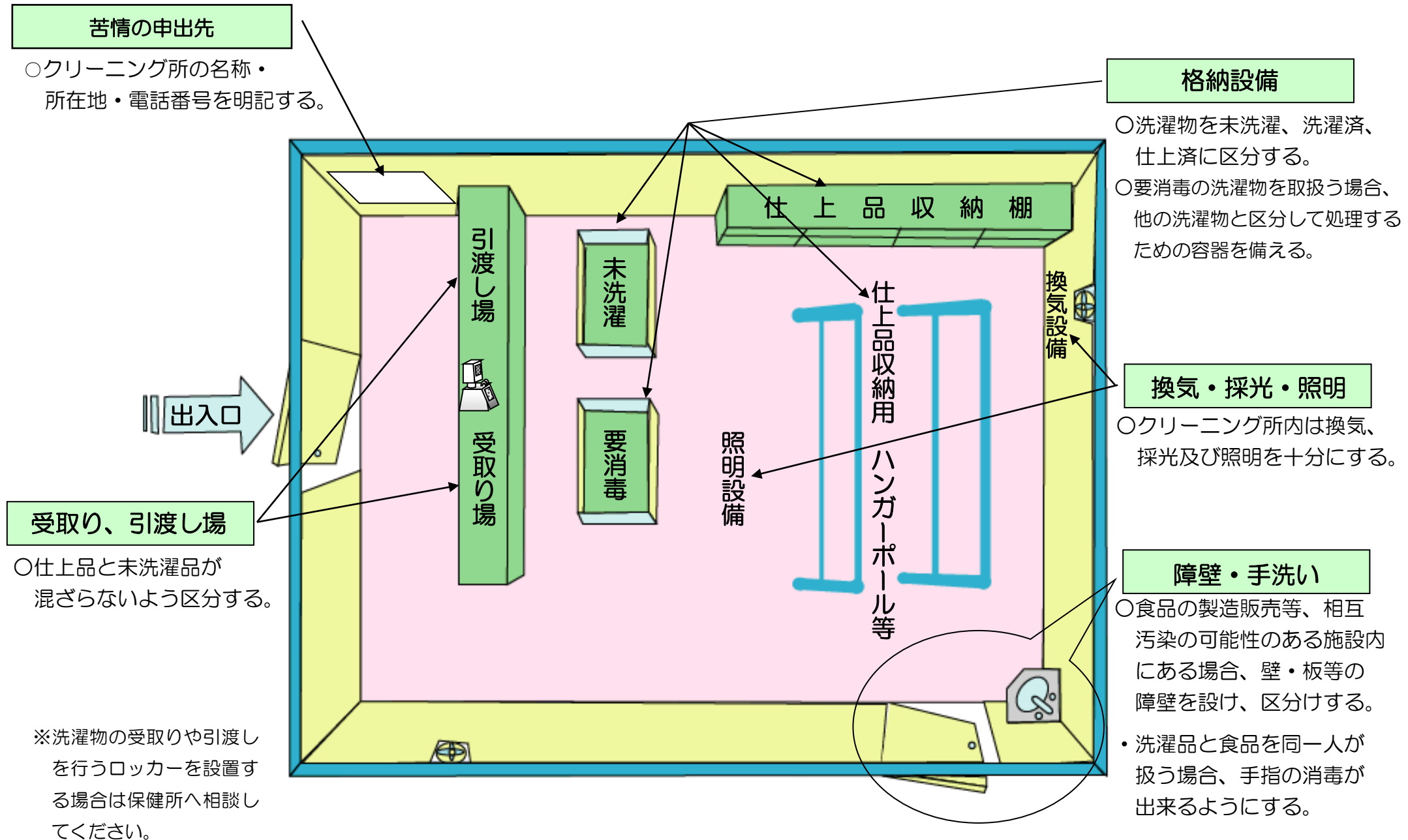
- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図・付近の見取図
- 検査手数料（24,000 円）
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6 ヶ月以内）（**原本**提示）

※ 確認済証の郵送を希望する場合：

送付先を記入したレターパックプラス（赤色・600円／対面受取りとなります）をご用意ください。

※ 無店舗取次店は営業地ごとに、管轄する保健所へ届出が必要です。詳しくは保健所までご相談ください。

(例) クリーニング所（取次） 構造設備概要



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

◆ 新規開設届

- ・新しくクリーニング所を開設する。
- ・開設者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- ・施設を移転する（仮店舗も含む）。
- ・施設を大規模に増改築する。
- ・施設を建て替える。

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ・法人代表者を変更した。
- ・施設を小規模に増改築した。
- ・種別を変更した（一般→取次）。
- ・クリーニング師を変更した。 など

届出事項が変わったときには変更届が必要になります。届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要などとなります。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（登記事項証明書^注（法人の場合）、施設設備図面等）

注）登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）

◆ 承継届

- ・開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・法人が合併・分割した。
- ・営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

* 承継届

（個人相続）

- ・被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項の全部事項証明書または、法定相続情報一覧図の写し
- ・相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）[相続人の範囲：法定相続人]

（法人合併／分割）

- ・承継後にクリーニング所を営業する法人の登記事項証明書^注
（合併または分割登記後）

（事業譲渡）

- ・営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
- ・譲渡を受けた法人の登記事項証明書^注（原本提示）

◆ 廃止届

- ・営業を廃止した。

必要書類

- * 廃止届（廃止後の提出）

クリーニング所(取次)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分に作る。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し台、洗濯物の収納容器などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と仕上済の洗濯物の区別	受渡し場では、未洗濯物と仕上済の洗濯物を明確に区分する。
要消毒洗濯物	専用の容器を備え、他の洗濯物と明確に区分する。
利用者への説明	・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示及び書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取るときは、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。
従事者に関する事	・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、開設の日から1年以内に講習を受けさせる（以降は3年に1回）。 ・クリーニング師は全員、業務に従事した後1年以内に研修を受ける（以降は3年に1回）。なお、研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とみなす。 公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751（代表） ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。